

2 4 地方交付税の確保や、道州制を見据えたうえでの「特別自治市」の創設など大都市の魅力と活力を高める地方分権改革の推進 (内閣府・総務省)

▶ 地方交付税の必要額の確保をはじめとする大都市の実態に見合った税財政措置等を

京都市をはじめとする指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体であると同時に、大都市圏における中枢都市として全国の基礎自治体をリードしています。

しかしながら、現行の指定都市制度は、「暫定的な制度」として創設されたものであり、部分的な事務・権限の移譲、道府県との不明確な役割分担、大都市特有の行財政需要や事務・権限に対応していない税財政措置など、指定都市の持てる力を十分に発揮できない制度となっています。こうした制度の課題を抜本的に解消し、指定都市が成長戦略拠点として日本の発展を一層牽引していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 大都市の実態に合った税財政措置等
 - (1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
 - ア 増大する行政経費に応じた地方交付税の必要額の確保
 - イ 法定率の引上げにより地方財源不足額を解消し、臨時財政対策債を速やかに廃止
 - ウ 大都市特有の財政需要を的確に反映する算定方法の見直し
 - (2) 地方の自由度の拡大につながる国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲
 - (3) 大都市特有の財政需要を考慮した消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合の拡充強化
 - (4) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- 2 定年退職者等の退職手当の財源に当てるための地方債（退職手当債）発行拡充措置の平成 28 年度以降の延長
- 3 道州制を見据えたうえでの、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自立的、総合的に推進できる、新たな大都市制度「特別自治市」の創設
- 4 大都市に対する道府県と同等の大幅な事務・権限の移譲とそれに見合う自主財源の保障

所管の省庁課：内閣府（地方分権改革推進室）、総務省（自治行政局行政課、自治財政局財政課、調整課、交付税課、地方債課、自治税務局企画課、市町村税課）

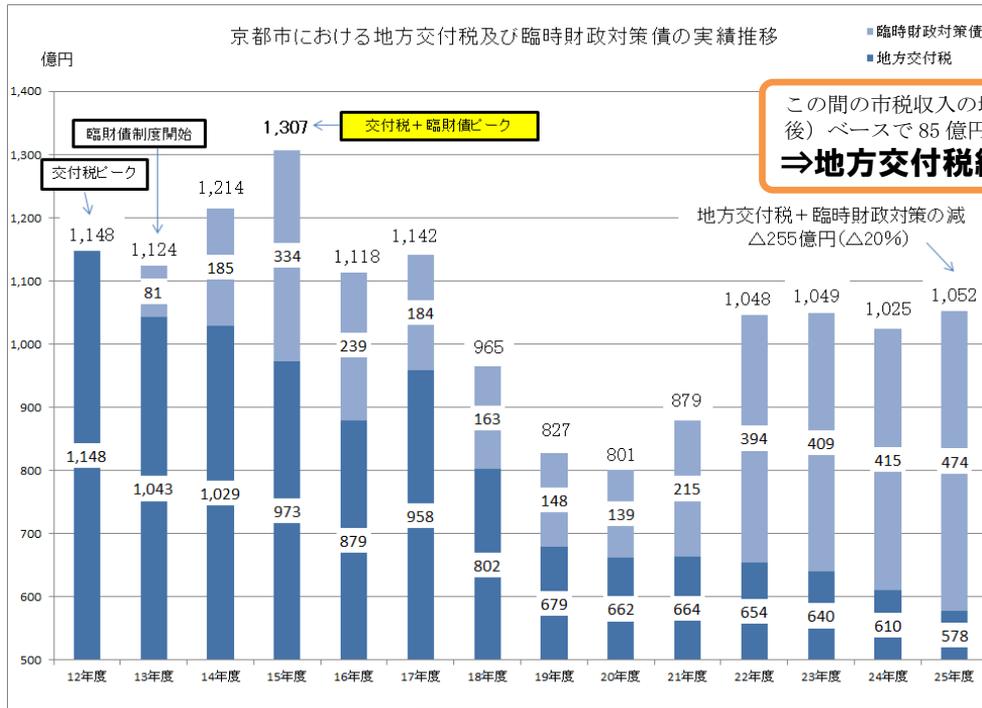
京都市の担当課：行財政局 財政部 財政課 資金調達・財源調整担当課長 平野 徹 TEL 075-222-3288

行財政局 税務部 税制課 税制企画担当課長 佐藤晋一 TEL 075-213-5200

総合企画局 総合政策室 大都市制度・広域行政担当課長 西川正輝 TEL 075-222-3033

地方交付税の改革

増大する行政経費に応じた必要額の確保が必要！



臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、法定率の引き上げによる地方財源不足額の解消が必要！

大都市の実態に合った税財政措置等の確立

京都市をはじめ政令市は、「事務配分の特例」として、道府県に代わって、国道・府道の管理などの事務を行っているが、税制上の措置が極めて不十分

【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】

（平成25年度予算に基づく概算）

道府県に代わって負担している
大都市特例事務に係る経費

政令市計 約 3,700 億円
（うち京都市 185 億円）

○地方自治法に基づくもの
児童福祉
民生委員
身体障害者福祉等

○個別法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

同左税制上の措置

政令市計 約 2,200 億円
（うち京都市 132 億円）

税制上の
措置不足額

税制上の措置
が必要！

税制上の措置済額
政令市計 約 1,500 億円
（うち京都市 53 億円）

大都市特例事務に係る財政需要は、交付税措置されているが、詳細は国から示されていない。

これに加えて、道府県から政令市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われる場合は、所要額について税制上の措置が必要！（○道府県費負担教職員給与費 政令市計約 8,700 億円（うち京都市約 490 億円）

また、自動車取得税交付金には、指定都市加算分が存在しており、自動車取得税の見直し及び廃止に伴っては、指定都市以外の都市より減収額が大きくなると考えられる。

現行の指定都市制度の課題

① 特例的・部分的な事務配分

⇒ 迅速かつ主体的・総合的な行政運営に支障

- ・ 同一事務でも、一部の決定・執行権限が国や道府県に留保
- ・ 大都市として総合的な行政を運営するのに必要な事務が欠如
(例) 道路・河川管理, 交通警察, 労働行政 等

② 道府県との不明確な役割分担

⇒ 非効率な二重行政の発生

- ・ 市域内で、道府県が類似施策等を実施
(例) 住宅施策, 商店街振興施策, 消費者施策 等

③ 責任・権限に応じた税財政制度の不存在

⇒ 受益と負担のねじれの発生

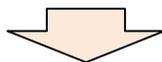
- ・ 道府県から移譲されている特例事務に見合う税制上の措置が不十分 (府に代わって負担している経費約185億円のうち, 約132億円が措置されていない*。)

※ 平成25年度予算に基づく概算

《「京都方式」による二重行政の打破》

京都では現行制度の下でも、制度の限界に挑戦し、徹底した府市協調を推進!

- ・ トップ同士だけでなく、実務者レベルでも公開の場で議論する「京都方式」により、
- ・ 動物愛護センターや衛生研究所の共同化
- ・ 産業政策, 雇用創出, エネルギー政策等のオール京都での推進 などを実現



抜本的な課題解決のためには、新たな大都市制度「特別自治市」の創設が不可欠!

「特別自治市」とは…

- ・ 外交・防衛等の国が担わなければならない事務を除いた、地方が行うべき事務の全てを一元的に処理
- ・ 市域内の道府県税と市税の全てを賦課徴収
- ・ 市域に行政区を設置し、一体的に大都市を運営

「特別自治市」創設による効果

① 地域実情に応じた施策展開

⇒ 住民に最も身近な基礎自治体である特別自治市は、道府県が事務を行うよりも、地域実情に応じた迅速かつ主体的な施策が展開

② 効率的な体制整備、行政コスト削減

⇒ 特別自治市が事務を一元的に処理することにより、事務がさらに効率的に執行され、無駄なコストが削減

③ 市民の利便性向上

⇒ 二重行政の完全な解消により、地方の事務に関する窓口は特別自治市に一本化されるなど、市民サービスが向上

④ 受益と負担のねじれの解消

⇒ 大都市の役割に応じた税制度となることにより、大都市特有の行政課題に対する税負担と受益の関係が明確化

⑤ 行政課題への的確な対応

⇒ 効率的な体制と事務・権限に見合った税源が確保されることにより、少子高齢化対策や公共施設整備・更新, あるいは成長分野への投資等, 各大都市の行政課題に的確に対応

大都市の特性をいかし、個性豊かで活力に満ちた社会を実現!